更新:令和6年7月

機能	対象の障害福祉サービス等	加算名	加算単位	概要(要件)等
相談	· 計画相談支援 · 障害児相談支援	地域生活支援拠点等相談強化加算	700単位/回	市町村により地域生活支援拠点として位置付けられ、連携担当者を配置している事業所の相談員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行ったことを評価する加算 (1人につき月4回を限度)
緊急時の受け入れ・対応	短期入所	地域生活支援拠点である場合の加算	100単位/日	市町村により地域生活支援拠点として位置付けられ、連携担当者を配置している場合に、サービス利用開始日について加算 ※緊急時の受け入れに限らない。
		緊急短期入所受入加算(I) ※福祉型	270単位/日	介護者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、開始日から起算して7日(家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日)を限度に、当該緊急利用者のみに対して加算 ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。
		緊急短期入所受入加算(Ⅱ) ※医療型	500単位/日	
		定員超過特例加算	50単位/日	「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算可能(当該期間は定員超過減算は適用しない)。 (10日を限度) ※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。
	・ 生活介護・ 自立訓練(機能訓練)・ 自立訓練(生活訓練)・ 就労移行支援・ 就労継続支援A型・B型	緊急時受入加算	500単位/日	市町村により地域生活支援拠点として位置付けられ、連 携担当者を配置している事業所において、障害の特性に起 因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合
	居宅介護重度訪問介護同行援護行動援護重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	100単位/回	緊急時の対応を評価する加算。(月2回を限度)
			50単位/回	市町村により地域生活支援拠点として位置付けられ、連 携担当者を配置している場合
	自立生活援助	緊急時支援加算(I) -	711単位/日	利用者又はその家族からの要請に基づき、深夜に支援を 行った場合
			+50単位/回	市町村により地域生活支援拠点として位置付けられ、連 携担当者を配置している場合にさらに追加
	地域定着支援	緊急時支援費(I)	734単位/日	緊急時の対応を評価する加算。
			+50 単位/回	市町村により地域生活支援拠点として位置付けられ、連 携担当者を配置している場合にさらに追加

機能	対象の障害福祉サービス等	加算名	加算単位	概要(要件)等
体験の機会・場の提供	生活介護自立訓練(機能訓練)自立訓練(生活訓練)就労移行支援就労継続支援A型・B型	体験利用支援加算	 初日から5日目まで 500単位/日(※ +50単位/日) 6日目から15日目まで 250単位/日(※ +50単位/日) 	
	地域移行支援	体験利用支援加算	※ 市町村により地域生活支援拠点として 位置付けられ、連携担当者を配置して いる場合にさらに加算	
	施設入所支援	地域移行促進加算(I)	120単位/日	市町村により地域生活支援拠点として位置づけられ、連携担当者を配置している場合に加算。 障害者支援施設等の入所者が地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合に、障害者支援施設等の職員が地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定する。
		地域移行促進加算(Ⅱ)	60単位/日	地域生活支援拠点等と連携の上、地域生活への移行に向けた支援(宿泊を伴わないものに限る)を、障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に1月につき3回を限度に算定する。
	地域移行支援	体験宿泊加算(I)	300単位/日(※ +50単位/日) ※ 市町村により地域生活支援拠点として位 置付けられ、連携担当者を配置している 場合にさらに加算	体験的な宿泊の支援を実施した場合に15日を限度に算定する。
		体験宿泊加算(Ⅱ)	700単位/日(※ +50単位/日) ※ 市町村により地域生活支援拠点として位 置付けられ、連携担当者を配置している 場合にさらに加算	夜間及び深夜の時間帯を通じた見守り等の支援を含めて体 験的な宿泊の支援を実施した場合に15日を限度に算定す る。
地域の体制づくり	· 計画相談支援 · 障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/月	市町村により地域生活支援拠点として位置付けられた事業所の相談支援専門員が、支援が困難な計画相談支援の対象者に対して、サービスを提供する事業者3者以上と会議等で情報共有や支援内容の検討を行い、対象者への説明、指導、支援等を共同で実施するとともに、地域課題を整理したうえで、協議会等で文書により報告した場合に加算する。協議会等への報告内容については、別途定める。(1人につき月1回を限度)